

川崎町から「物価高対応子育て応援手当」の給付についてのお知らせ (令和8年1月20日付) の

通知書が郵送で届いた方は原則、申請書の提出は不要です。

※ 10月以降に出生した児童がいる方は、下欄の表を参考に申請書を提出してください。

給付を拒否する方、児童手当受給口座に変更(口座解約・名義(氏)の変更)がある場合は福祉課子ども係までご連絡ください。

0歳～高校3年生年代の児童を養育中で、  
通知書が届いていない方は以下のとおり必要な手続きをご確認ください。

令和7年10月10日に川崎町から児童手当が支給されましたか。

は  
い

令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童はいますか？

い  
い  
え

令和7年9月1日以降に他市町村から川崎町へ転入しましたか？

は  
い

い  
い  
え

申請書の提出は不要です。  
2月下旬に児童手当受給口座に支給します。

は  
い

い  
い  
え

転入前の市町村にお問い合わせください。

児童手当の受給者は公務員ですか。

申請書の提出が必要です。【様式(2)】

「川崎町物価高対応子育て応援手当申請書(公務員以外)」に必要事項を記入し、ご提出ください。

申請書の提出が必要です。【様式(1)】

「川崎町物価高対応子育て応援手当申請書(公務員)」に必要事項を記入し、所属長の証明を受け、担当課窓口に提出してください。

児童手当受給口座に変更がある

児童手当受給口座に本手当は支給します。 ⇒ 2月下旬に振込予定(決定したら町HPに掲載します。)  
この口座に氏変更等があり振込みができない場合、様式(3)口座登録の届出書の提出をお願いします。

下記担当課にご連絡ください。

#### ◎ 本手当の受給を拒否する場合

様式(4)「物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書」の提出をお願いいたします。

担当課：

川崎町役場 福祉課子ども係

TEL 0947-72-3000

内線 131・139

この手当は児童手当の増額・追加交付ではありません。

児童手当と同日(2月10日)には支給されません。